

文京区住宅宿泊事業協議会設置要綱

29文アア第664号  
平成29年11月20日区長決定

(設置)

第1条 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の公布に伴い、文京区における住宅宿泊事業の実施について、関係者及び関係機関による専門的な知見のほか、区民代表等の意見を聴取するため、文京区住宅宿泊事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 本要綱において住宅宿泊事業とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項に規定する営業者以外のものが宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次の事項について所掌する。

- (1) 文京区における住宅宿泊事業の実施に関すること。
- (2) その他会長が必要があると認めた事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町会・自治会に関係のある者
- (3) 商店会に関係のある者
- (4) 不動産関連団体に関係のある者
- (5) 観光関連団体に関係のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 区職員
- (8) 前各号に定める者のほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、個別に委員の任期を定めることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には会長を1人、副会長を3人置く。

- 2 会長は、副区長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、アカデミー推進部長、企画政策部長及び保健衛生部長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、アカデミー推進部アカデミー推進課において処理する。

(委任事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年11月20日から施行する。